

(お知らせ)

## 地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る業務規程の改正について

### 1 はじめに

当協会では、平成30年4月27日付け消防危第72号通知及び同日付け消防危第73号通知の発出を受け、「地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価に関する業務規程」を平成30年5月7日に制定し、当該評価業務を開始しました。

この評価業務では、平成18年5月9日付け消防危第112号通知で示された一般的に設置されているものの構造例が適用できないと考えられる設置形態・条件等の地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備を対象として、その安全性を評価しています。

今回、約3年間の評価業務の実績を踏まえ、当該評価業務規程を一部改正することといたしましたので、お知らせします。今回の主な改正理由と内容は次のとおりです。

### 2 今回改正の主な内容とポイント

今回の主な業務規程改正の内容は、手数料に関する以下の3点となります。特に、地下貯蔵タンクを多数基設置される申請者様の負担を軽減できるよう、改正に取り組みました。

- ①2基目(2室目)以降の手数料の変更(改正後の第8条1(2)の表)。
- ②基本手数料表の細分化(改正後の第8条1(1)の表)。
- ③報告書発送後の構造変更に対応した「評価内容の変更」を新たに設定(改正後の第5条及び第8条3)。

#### (1)2基目(2室目)以降の手数料の変更(改正後の第8条1(2)の表)

これまでの評価実績において、図1に示すように地下タンクを多数基設置するケースがみられました。これまでの当該規程による手数料体系では、手数料が多額となる場合があります。

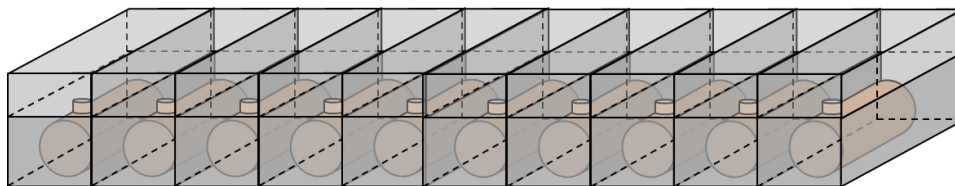


図1 1案件で地下タンクを多数基設置する例

#### 【改正のポイント】

多数基設置する申請者様に対して、手数料に関する負担が軽減できるような手数料体系としました。具体的には、2基目以降の手数料を段階的に下げて、多数基設置するほど、申請者負担が軽減できるように改正しました。また、2基目以降の手数料表は複雑とならないように、条件区分を撤廃しました(次表参照)。

## 2基(室)目以降の1基(室)ごとの手数料【改正後の手数料表】

地下貯蔵タンクの構造	横置き円筒型タンク	タンク本体の構造が消防法令の規定に無いもの(縦置き円筒型タンク等)
2基(室)目～5基(室)目	200,000円	400,000円
6基(室)目～10基(室)目	100,000円	100,000円
10基(室)目～15基(室)目	50,000円	50,000円
16基(室)目以降	20,000円	20,000円

## (2)基本手数料表の細分化(改正後の第8条1(1)の表)

これまでの評価実績においては、上部空間室を有するタンク室構造のものであっても、「上部空間室内設備」に対する安全性評価の委託は、ほとんどありませんでした。

これまでの手数料表では、図2に示すように、上部空間室の有無の欄の記載が、上部空間室の「構造的な有無」と「設備評価委託の有無」とで明確になっていませんでした。

### (1)例示基準の適用ができない地下貯蔵タンクの場合の手数料

地下貯蔵タンクの構造	縦置き円筒型タンク		左記以外のタンク	
	無し	有り	無し	有り
上部空間室の有無				
建築物に近接していない	800,000円	1,000,000円	400,000円	600,000円
建築物に近接している	900,000円	1,100,000円	500,000円	700,000円

例えば、この「無し」は、上部空間室が「構造的に」無いものなのか、「設備に関する評価」が無いものなのかが不明

図2 これまでの業務規程における基本手数料表(改正前の第7条1(1)の表)

## 【改正のポイント】

上部空間室が構造的にあるものに対しては、「設備の安全対策評価有無」の欄を設け、評価の委託内容ごとに手数料が明確になるように細分化しました。また、最近の評価実績では、横置き円筒型タンクの委託が主流となっているため、横置き円筒型タンクの表を基本として表記しました(次表参照)。

## 1基目の手数料【改正後の手数料表】

地下貯蔵タンクの構造	横置き円筒型タンク			タンク本体の構造が消防法令の規定に無いもの(縦置き円筒型タンク等)		
	無し	有り		無し	有り	
上部空間室の有無						
上部空間室内設備の安全対策評価の有無	—	無し	有り	—	無し	有り
建築物に近接していない	400,000円	500,000円	600,000円	800,000円	900,000円	1,000,000円
建築物に近接している	500,000円	600,000円	700,000円	900,000円	1,000,000円	1,100,000円

(3) 報告書発送後の構造変更に対応した「評価内容の変更」を新たに設定(改正後の第5条及び第8条3)

これまでの評価実績において、評価終了後(報告書発送後)に、タンク本体やタンク室構造等を変更するケースがみられました。改正前の業務規程では、「評価内容の変更」に該当する条文がありませんでした。

**【改正のポイント】**

改正後の業務規程に「評価内容の変更」を新たに追加しました。構造評価等がある場合、構造計算のやり直し、評価結果のチェック、報告書の再発送等の業務が発生するため、評価内容の変更に対する手数料も新たに設定しました。なお、手数料は、「変更後」の構造や条件等に応じて算出することとします。

以上

本業務規程の新旧対照表は、下記 URL からご覧いただけます。

[http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/guide/evaluate\\_performance/ut\\_comparative\\_table.pdf](http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/guide/evaluate_performance/ut_comparative_table.pdf)